

【評価・評価理由】

教育委員会の「職務権限」については、地教行法第23条により、19項目(省略)について管理し、及び執行すると定めている。

次に、「事務の委任等」については、地教行法第26条により、『教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。』と定めている。

津山市教育委員会教育長に対する事務委任規則により、

『第1条 この規則は、津山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び教育長の権限に属する事務執行の能率的運営とその責任の明確化を図ることを目的とする。

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除きその権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (5) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。
- (6) 教育予算その他市議会の議決を経るべき事件について意見を申し出ること。
- (7) 法令等で定められた諮問機関の委員を委嘱すること。
- (8) 学令児童・生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (9) 教科用図書の採択に関する一般方針を定めること。
- (10) 市重要文化財を指定及び解除すること。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育委員会の決定によらなければならない。

3 特に急を要した教育委員会委員長が会議に付する暇がないと認めた事項は、第1項の規定にかかわらずこれを教育長において代決処理することができる。この場合教育長は、次の委員会に報告し承認を得なければならない。』と定めている。

津山市の組織機構改革(平成20年4月)に伴う教育委員会事務局は、津山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則により、

第1条で、『地方自治法第180条7の規定に基づき、津山市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることに関し、必要な事項を定めるもの』とした。

次に、「補助執行させる事務等」について、第2条により、『教育委員会は、その権限に属する事務の内、次の表の左欄に掲げる事務を、同表右欄に掲げる職員（以下「補助執行職員」という）に補助執行させる。』とした。

事務の名称	補助執行職員
市民スポーツに関すること。	環境福祉部の職員
就学前教育に関すること。	こども保健部の職員
文化振興に関すること。	経済文化部の職員
生涯学習及び教育委員会の指定する支所管内の教育に関する事務に関すること。	地域振興部の職員

「専決」については、第3条により、『前条により補助執行させる事務の執行において、補助執行職員は、次に掲げる事項を除き、津山市事務決裁規程（以下「市長部局の規程」という）の規定により、所管に係わる事項を専決するものとする。この場合において、市長部局の規程に規定されていない事項については、津山市教育委員会事務決裁規程（以下「教育委員会の規程」という）の規定を準用し、専決できるものとする。

- （1）教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- （2）教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- （3）教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- （4）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価等に関すること。
- （5）教育予算その他市議会の議決を経るべき事件について意見を申し出ること。
- （6）法令等で定められた諮問機関の委員を委嘱すること。

2 補助執行職員は、前項の規定により専決する事務が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規程にかかわらず、これを教育委員会に付議しなければならない。

- （1）重要かつ異例に属すること。
- （2）疑義があるとき、又は紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき。』と定めている。

〔注：地方自治法 第180条の7（事務の委任等）、津山市事務決裁規程、津山市教育委員会事務決裁規程の規定は省略する。〕

以上のことから（1）から（13）の評価項目を設定し評価することとした。

【今後の課題】

教育委員会が、教育行政の中心的な担い手として、より高い使命感をもって津山市の教育の充実・発展のため、これらの項目に関することを適切に実行・推進する。

（1）教育行政の運営に関する基本方針の決定 …… 評価 ☐ A ☐ B ☐ C ☐ D

【評価の視点】

昨年度、市の組織機構改革により、教育委員会の事務局体制が大幅に改編され、教育総務、学校教育、学校給食、健全育成、文化財の5分野を担うこととし、市民スポーツ、幼児教育、文化振興、生涯学習の4部門を市長部局に補助執行させることとなり、教育方針に基づく適正な執行体制が確立され、教育委員会と市長部局が一体となって、津山市教育の充実・発展が図られてきた。

そして、従来の方針を踏まえ、「しあわせ大国 つやま 津山市第4次総合計画」における「人づくりと文化の振興」等に基づき、「学ぶことを通して、地域交流社会を実現する」という教育基本方針のもと、具体的な教育方針と施策を定めた。

(2) 教育委員会規則及び規程の制定又は改廃 . . . 評価 [A] B C D]

【評価の視点】

規則等の制定、改正、廃止は次の通りである。

- ・津山市立学校職員服務規程の一部改正
- ・津山市就学援助規則の一部改正
- ・津山市文化財保護条例施行規則の一部改正
- ・津山市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正
- ・津山洋学資料館設置条例施行規則の一部改正
- ・津山市立学校管理規則の一部改正
- ・津山市公民館条例施行規則の改正
- ・岡山県津山婦人青年の家管理運営に関する規則の廃止
- ・津山市立学校管理規則の改正
- ・津山市青少年育成センター条例施行規則の改正

(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止

該当事項無し。

(4) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免、その他の人事

. . . 評価 [A] B C D]

【評価の視点】

- ・職員の任免その他の人事の内申

(5) 県費負担に係る校長の任免、その他の人事の内申

. . . 評価 [A] B C D]

【評価の視点】

- ・校長の任免その他の人事について内申
- ・津山市立中学校長の行政処置

(6) 県費負担に係る教職員の人事の内申

. . . 評価 [A] B C D]

【評価の視点】

- ・教頭・教諭等の人事について内申
- ・津山市立学校教職員の行政処置
- ・津山市立中学校教諭の進退の内申

(7) 教育予算その他市議会の議決を経るべき事件についての意見の申し出

. . . 評価 [A] B C D]

【評価の視点】

教育予算その他市議会の議決を経るべき事案について意見を申し出ることについて審議した。主要なものは次の通りである。

- ・工事請負契約の締結について(南小学校耐震改修ほか工事・加茂町公民館改築工事)
- ・平成22年度当初予算の上程について

- ・津山市洋学資料館設置条例の一部改正について
- ・津山市公民館条例の一部改正について

(8) 法令等で定められた諮問機関の委員の委嘱・・・評価 ☒A ☐B ☐C ☐D

【評価の視点】

15の委員会・審議会の委員、学校評議員の任命及び委嘱をした。

(9) 学令児童・生徒の就学すべき学校区域の設定又は変更

該当事項無し。

(10) 教科用図書の採択に関する一般方針の決定

・・・評価 ☒A ☐B ☐C ☐D

【評価の視点】

平成22年度中学校教科用図書採択について、採択基準及び選定に必要な資料等を参考に、適正かつ公正な採択を行った。

(11) 市重要文化財の指定及び解除・・・評価 ☒A ☐B ☐C ☐D

【評価の視点】

津山市指定重要文化財2件を新指定した。

(12) 請願、陳情、訴訟及び異議の申立て

該当事項無し。

(13) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等

・・・評価 ☒A ☐B ☐C ☐D

【評価の視点】

- ・教育に関する事務の管理・執行状況の点検・評価報告書の様式について原案の作成、協議、決定した。
- ・点検・評価シートにより、四つの大項目について実施した。
- ・学識経験者を選定し、総合的かつ客観的な点検と評価を依頼した。
- ・今後の教育委員会の対応の方向性（教育委員総評）をまとめた。
- ・点検・評価・達成度一覧により、点検評価項目ごとの達成状況を明示した。
- ・教育委員会の活動状況を項目ごとにまとめた。